

こ発第41号
令和2年4月8日

市内障がい児通所支援事業所 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長

緊急事態宣言に伴う障がい児通所支援事業所の対応について

日頃より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

放課後等デイサービス事業所等におかれましては、感染の予防に留意した上で、これまでの学校の臨時休業中と同様の対応をお願いしているところですが、報道等でもご承知のとおり、今般、緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、下記のとおりのお取り扱いとしますので、お知らせいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

- 通所サービスの提供にあたっては、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、実施するようお願いします。

あわせて、個々の利用者の状況を鑑み、家にいることが可能な保護者に対しては、利用を控えて頂くよう協力をお願いしてください。

- なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難な場合は、事業所の臨時休業を検討していただく必要があります。

ただし、この場合においても、特に支援が必要な利用者に対して必要な支援が提供されるよう適切なサービスの提供を確保してください。

また、臨時休業等を行う場合には、福岡市こども発達支援課に報告をお願いします。

- 一方、事業所への通所サービスの縮小又は臨時休業する場合においても、家庭の孤立化の防止や、家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和等のためにも、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援の実施をお願いします。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、これら支援を実施したときの報酬等の取り扱いについては、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象となりますが、利用者負担が発生することについて保護者へ説明のうえ、実施をお願いいたします。

(「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(3月24日版)」(令和2年3月27日付事務連絡)等をご参照ください。)

- 報酬等の取扱いについては、基本報酬に学校休業日単価を用いるほか、障がい福祉サービス等報酬、人員、施設、設備及び運営基準等については、引き続き柔軟な取扱いを可能とします。
- 児童への支援に当たっては、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月24日付事務連絡)、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月24日付事務連絡)、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年3月6日事務連絡)、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」(令和2年3月9日付事務連絡)等を踏まえ、感染防止に努めてください。

2 児童発達支援事業所について

- 放課後等デイサービスの取扱いと同様とします。

【問い合わせ先】

福岡市子ども未来局子ども発達支援課

電話 : 092-711-4178

FAX : 092-733-5534